

みなみっ子 校外生活の約束

令和8年4月 鶴岡市立櫛引南小学校・南小PTA

※安全の約束を守って生活し、たった一つしかない自分の命を大切にします。

1 遊びの約束

(1) 危険な遊びや迷惑になることはしません。

• 火遊びをしません。

• 花火は、大人といっしょに、決まりを守ってします。

• 川や池、貯水池・用水路などで水遊びはしません。

• 魚つりは危険のないところで、お家の人とします。

• 道路や歩道では遊びません。

(2) よその家の屋敷・空き地・田んぼや畑・立ち入り禁止のところでは遊びません。

(3) スキー場の利用の仕方

• 利用する時は、お家の人と話し合っ、約束を決めてから利用しましょう。

• 安全に気をつけて、お家の人と事故やけが、トラブルが無い様に気をつけて利用しましょう。

• スキー場のルールやマナーを守りみんなが気持ちよく使える様にしましょう。



2 ぐらしの約束

(1) 家に入る時刻を守ります。

(4月～9月…午後6時・10, 3月…5時 11月～2月…午後4時30分)

(2) 休みの日は、友達と遊ぶのは午前9時を過ぎてからにします。

(3) 外出する時は、家の人にことわってから出かけます。

「どこに・だれと・何をしに・いつ帰るか」

(4) 子どもだけで、お金を持って遊びに行っははいけません。

友達同士おごったりおごられたりしてはいけません。

(5) 子どもだけで、ゲームセンターや大型店・商店・コンビニエンスストアには行きません。お店などには、お家の人と一緒に行きます。

(6) 地域や町の行事には進んで参加します。あいさつも進んでします。

(7) 家の手伝いを進んでします。



3 交通安全の約束

(1) 道路の歩き方や横断には十分気をつけて事故にあわないように気をつけます。

(2) 登校・下校は決められた通学路を歩きます。

(3) 自転車には、ヘルメットをかぶり、あごひもとめ、正しく乗ります。

• 安全点検をしてステッカーをつけた自転車に乗ります。



- 自転車の保険については、お家の人と確かめましょう。
- 自転車の決まりを守って自転車に乗ります。
 - 小学生は、歩道で乗ることができます。
 - 歩行者が優先です。自転車は歩行者に道を譲ります。
 - イヤホンをして周囲の音が聞こえない様な状態では乗れません。
 - 二人乗りをしてはいけません。並んで乗ることはできません。
 - 交差点では、信号を守り、渡る時はひいて渡ります。（自転車は軽車両）
 - 夜は必ず、ライトをつけます。
 - 2台以上で、並んで走るのも禁止です。

- スケボーやキックボード等は車道では乗りません。
- 飛び出しや遊び乗りなどせずに、交通ルールを守ります。
- 補助車輪付自転車・遊具用自転車は公道では乗れません。（家の人と一緒にならばよい）

(4) 雨の日や雪の時期（初雪～春、指示のあるまで）などは乗りません。

おうちのみなさんへ

※お子さんの様子を見て、家庭で自転車使用について話し合って約束事を決めてください。自転車での行動範囲については、各家庭でお子さんの力量と合わせて一緒に乗るなどの経験を積んでからでお願いします。

- 自転車の乗れる範囲
- 自転車の保険について
- 自転車は軽車両であること

4 ネット・SNS等の約束

- (1) 使用時間、場所、方法などをお家の人と決めて守りましょう。
- (2) ゲームの中やネットの中でのトラブルを防ぐために
 - 年齢指定などを守りましょう
 - ツールやアイテムなどを交換したり、あげたりするのはお家の人と一緒に
 - 課金についてはお家の人許可を得たり、一緒にしたりしましょう。
 - ゲームの中での言葉づかいは、十分に気をつけましょう。
 - ネットの利用時間は、相手のことも考えて行いましょう。
 - 個人を特定できる情報を掲示したり、話したりするのは止めましょう。
 - 不特定多数の人とのやりとりは必ずお家の人分かるようにしましょう。
 - 個人が特定できる写真や動画をアップしたり、やりとりするのは止めましょう。
 - 書込みなどは、相手を傷つけるような言葉や汚い言葉を書きません。
- (3) 学校や学校行事には、携帯電話を持ち込みません。
 - 学校行事を撮影した画像や映像をアップするのは、しないようにしましょう。

おうちのみなさんへ

※お子さんの様子を見て、家庭でネットの利用について話し合って約束事を決めてください。

- ネットの使用の時間帯
- 費用（課金・利用料など）について
- どこまで我が家として許せるのか